

## A. 研究目的

児童虐待に対する取り組みが進む中、性的虐待事例も顕在化し始め、全国児童相談所における性的虐待相談対応件数は増加してきている。性的虐待はその特性から、発見・通告、介入、保護、支援の過程において、他の虐待とは異なる配慮や対応を必要とされる問題である。研究をスタートした平成19年度の状況は、児童相談所における性的虐待への対応は、初期対応時点での虐待認定や介入に関して先進的な取り組みが始まっていたが、家族支援についてはほとんど取り組めていない状況であった。

そのような状況の中、虐待対応の先進国である欧米諸国とは法的背景や虐待の定義が異なる日本において、家庭内性的虐待への援助枠組みを整理し、子どもと家族への支援体制を確立することは喫緊の課題であり、本研究は、子ども家庭福祉分野における家庭内性的虐待の援助枠組みとその中の家族支援のあり方を検討することを目的として行なわれた。

## B. 研究方法

### 1. 研究班メンバーによる検討、事例調査、アンケート調査

本研究は、研究機関・行政機関および児童家庭福祉現場で性的虐待事例への対応や研究に取り組んでいる児童福祉司・臨床心理士・児童精神科医師・大学研究者からなる研究班を組織し、日本の子ども家庭福祉領域における性的虐待への家族支援および援助枠組みに関する現状と課題に関して、各研究協力者の実践フィールドを踏まえた検討を行ない、事例調査とアンケート調査を組み合わせ実施した。

### 2. 海外の先進事例の収集、文献調査、聞き取り調査

分担研究者及び研究協力者による海外先

## 進事例の収集

研究協力者による、文献調査および聞き取り調査

## C. 結果及び考察

### 1. 平成19年度の研究

19年度は、研究班メンバーによる検討と海外の先進事例の収集を行い、以下のような結論を得た。

#### 1-1. 子ども・家族支援に関する現状認識と検討課題

①児童相談所の性的虐待対応の現状としては、初期介入時点における虐待認定と子どもの安全確保が重要な命題で、そのことにほとんどの時間とエネルギーが注がれている。従って、性的虐待の家族支援に関する現状は、「子どもを守れるように非加害親を支援することの重要性」は認識されていても、実際の動きとしては「子どもを守れるかどうかの評価と福祉的支援まで」が多く、それ以上の家族支援に関しては、他職種や他機関との連携を模索している状況である。また「非加害親支援」までを業務内容と考えていない状況もある。

実際の動きとして、家族が子どもを守れると判断された時には、ほとんどの場合そこでケースが終了している。一方、子どもを守る家族がいないと判断された場合は施設等への保護になるが、入所後の面会や外泊調整等の対応が主体である。

このように現状は家族対応が主体であるが、家族支援という切り口から見た場合、何が必要で現実的に可能であるのかの検討が必要な状況と考えられる。

②家庭内性的虐待事例における家族支援を検討する際に、家族再統合をどう理解するのかについて検討した。その結果、性的虐待の家族再統合は、他のタイプの虐待とは同様に考えることは出来ないとの結論を得た。

③性的虐待を受けた子どもの中には、PTSD関連症状や、重篤な情緒行動の問題を示す子どもがおり、その子どもや家族にどの機関がどのようなサービスを提供できるのか、「制度・費用・スタッフの専門性」との関連で、欧米と比較する形で議論が行なわれた。

イギリスやアメリカにおいてはメンタルヘルスと福祉は遠い関係であるが、日本の場合は、それが近い関係にあり、それは日本の福祉に治療的な部分が含まれているからである。イギリスやアメリカはメンタルヘルスと福祉をどう統合していくのかがこれからの課題といわれている。

性的虐待のような、メンタルヘルスケアへのニーズの高いケースへのサービスを、今の児童相談所の枠組みの中のみでやっていると仮定すれば、限界がくると考えられ、どのように医療との連携をおこなっていくかの検討が必要である。その際、費用についても考えていく必要がある。

#### 1-2. 検討課題として、上記以外に以下の2点が挙げられた。

①「非加害親が子どもを守れるかどうか」のアセスメントが必要であるが、現時点では、共通のアセスメントツールはない。今後、海外の情報を参考にしながら検討する必要がある。

②初期介入から中長期的視野に立った家族への対応および家族支援として、家族への対応は児童相談所を中心として行われるが、家族支援については、児童相談所で行う内容や児童養護施設等と協働する中での支援枠組み、さらに治療機関との連携を視野に入れた支援枠組みの検討が必要と考えられる。

#### 1-3. 大阪府での取組み

大阪府子ども家庭センターで、平成19年度から非加害親支援事業が始まっている。取り組み状況としては、年間約100件強ある性

的虐待例中で、非加害親支援チームへの相談・面接依頼があったのは7件であった。家族支援に焦点をあてた事例検討は、家族病理がより深く把握でき、中長期的マネジメント計画を作成する際に有効であることは明らかであるが、一方、初期対応時点で児童相談所において、非加害親自身の課題へのアプローチを含んだ個別的な心理的支援は、親自身の準備が整っていないことが多く、難しい状況があった。

#### 1-4. 海外の情報収集

①ポートランド（アメリカ、オレゴン州）視察では、CARES Northwest 及び児童保護局の動きを中心に、性的虐待事例への初期対応と家族支援の実際、および若年妊娠・出産事例への支援、性的問題行動への治療の実践に関して視察を行った。

CARES Northwest における Parent Support Group の実践からは、初期対応時点における非加害親支援は必要であり、有効であると考えられた。

②イギリスにおける性的虐待治療に関する研究と実践の動向について、子どもの虹情報研修センターによるイギリス視察の報告から性的虐待の治療に関する部分を中心に研究協力者である増沢氏から情報の提供を受けた。（以下引用）

イギリスにおける児童虐待対応のシステムは、子どものおかれたリスク状況によって子どものニーズ・危機状況に応じ4段階に分かれた対応が行われている。

イギリスでは児童思春期の子どもたちへの精神保健サービス（Child and Adolescent Mental Health Service 以下 CAMHS）が適正に供給されることを目指して、子どものニーズのレベルとそれに対応するサービスを階層化する方向性が提案されており、この中で性的虐待へのケアに相当するサービスの例として、性的虐待のための専門家チームが拳

げられていた。このサービスは複雑なニーズと高度の脆弱性を持つ子ども、すなわち最上位のレベル4のニーズを持つ子どもへのサービスの区分に位置づけられており、このレベルのサービスの多くは、専門性をもった多職種チームによって提供されているとのことである。

その理由として、「性的虐待には事実を発見し同意し介入されるまでに様々な困難なプロセスがある。さらにその後のケアの段階においても治療チームは性的虐待を受けた被害者がおかれる複雑な状況を理解し、子どもに安全を保障する地域福祉機関や、生活の場とケアや教育を提供する里親や施設と連携しながら専門的治療サービスを組織立てていく必要がある」こと、また「虐待やネグレクトの問題をもつ家族の中でも性的虐待を受けた子ども」においては、個人・家族・地域とさまざまなレベルで、もっとも慢性的で複雑に絡み合う心理社会的不利や重篤な脆弱性を抱えていることは想像に難くないために専門的サービスが必要としていること等があげられている。

多くの虐待対応の専門機関でのヒアリング調査において、性的虐待への対応への共通のスキームは、「この複雑に絡まり合った臨床的難問に対しても多領域が連携して、土台となる基本的な生活の安全の保障から必要なケアそして専門的治療を考えていく」であり、また「性的虐待の影響という1点に特化してケアを考えるのではなく、心理社会的ニーズをもつ子どもとしての共通のフレームワークによる現状の評価からスタートすることになる」との考えが報告されている。

その基本的なエビデンスとしては、治療的介入の研究報告から、性的虐待は一連の出来事で一つの障害や症候群ではないとの理解が一般的であることを上げ、「性的虐待の否定的影響は目に見えるかたちの精神保健の問題や症状の主要な危険因子となるが、愛着

形成の乏しさやケアの破綻、親のストレスなどの脆弱性については、多くの場合性的虐待が起こる以前から存在しており、介入後は多くの場合、家族の外のケアシステムで生活し、あるいは十分な収入を得にくい単親との同居生活になる。そうした脆弱な社会経済的基盤自体がさまざまな子どもの精神保健の問題の危険因子であるという共通認識の上に立って保護プランが作成される。」ことを報告している

## 2. 平成20年度の研究

研究2年目は、児童相談所における性的虐待事例への援助枠組み（特に家族支援）の実態を把握するための事例調査と、虐待を行っていない保護者（非加害親）に対する介入初期のアセスメントに関する文献研究を行った。

実態調査は、三府県（大阪府、静岡県、岡山県）の児童相談所が平成19年度に対応した性的虐待事例（一部平成20年度前半期も含む）のうち、担当者が一定関わった事例を対象とし、大阪府70例、静岡県11例、岡山県12例が集約された。分析は統計処理されたデータをもとに行なわれたが、その際、集約状況が異なったため、大阪府と静岡県の合計81例と岡山県事例とは別々に分析を行い、各府県における性的虐待事例への対応状況および援助枠組みの現状と課題について整理した。また援助内容については、非加害親や家族への支援状況、および虐待者への対応を中心に分析を行った。

家族支援は、大部分の事例で非加害親である母親を対象に児童相談所が中心となって場を設定する形で行われており、ケースに応じて、そこに拡大家族が参加するという支援状況であった。虐待者に関しては、児童相談所による一定の指導が行われていたが、虐待者が成人の場合と未成年のきょうだいの場合においては、対応課題の整理がまず必要と

考えられた。

文献調査からは、家庭内性的虐待事例で「非加害親が子どもを守れるかどうか」に関する介入初期のアセスメントツールにはまだ万全のものはない、という結果がえられた。

以上から、介入初期における家族支援の今後の課題としては、実践分析を深めることを通して、子どもの支援者としての非加害親アセスメントツールの検討と、非加害親を中心とした家族が子どもを守れるような支援の有り方をさらに深める必要があると考えられた。

また今回の調査の対象となった児童相談所では、性的虐待事例へのFGCの適用は行われていず、欧米と法的体系や文化の異なる日本において、性的虐待事例へのFGCの適用に関しては、虐待者を除いた家族参画の方向性を探るなど、さらなる検討が必要と考えられた。

#### 4. 平成21年度の研究

研究最終年度である3年目は、児童福祉領域における性的虐待事例へのFGC適用に関する動向を整理した。また日本の児童福祉領域における性的虐待事例に対する家族支援の取り組み状況と援助枠組みに関する現時点での考察を行った。

方法は、①現在までにFGCを用いている国における最近の動向の聞き取り調査および資料調査、②児童養護施設・情緒障害児短期治療施設へのアンケート調査である。

ニュージーランド、オーストラリア、イギリス、アメリカの状況に関する文献・資料調査研究や研究者へのインタビューからは、虐待事例へのFGCの適用に関しては、国や地域によって多様な状況が見られ、ことに家族内性的虐待事例への適用に関しては、除外しているところから条件つきで用いられているところまでであることが明らかになった。

全国の児童養護施設・情緒障害児短期治療

施設の施設代表者へのアンケート調査からは、性的虐待事例の家族再統合に関する考え方として、「原則として加害者との同居は考えない」との回答が約40%みられ、身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待の場合の家族再統合とは異なると考えている傾向が認められた。また、性的虐待事例の家族への対応・支援を主に担っている職種は家庭支援専門相談員であるが、児童相談所職員も重要な位置を占めていた。その内容は、面会や外泊を巡るマネジメントや施設入所後に性的虐待が新たに発覚した場合の家族対応など、より児童相談所との連携強化が必要な内容と、家族および非虐待親への心理的ケア、家族へのソーシャルワーク的支援などであった。その際、家族支援の必要性は認識されてきているが、課題として方法論の確立が求められている状況であった。また研究協力者による施設心理士の実態に関する調査研究から、性的虐待を受けて児童養護施設に入所した子どもへの心理的ケアおよび心理療法の現状と課題がしめされた。

以上の結果および研究班会議での討議の結果、性的虐待を受けた子どもと家族へのケアおよび援助枠組みに関して、以下のようにまとめられた。①性的虐待事例では、非虐待親を中心とした家族参画による家族支援が現実的で有効である。②児童福祉施設と児童相談所との連携強化がより必要で、機関間の役割分担や家族対応・家族支援の方法論の確立も必要である。③施設に入所した子どもの場合は、生活ケアと自立支援体制の更なる充実が重要で、同時に心理療法が行われる際の条件整備と施設心理士の役割の明確化も行う必要がある。④また施設において、精神保健上の課題を有する子どもも少なくなく、児童精神科医療との連携を視野に入れた治療ネットワークの構築の推進が必要である。

## D. 結論

研究が行われた3年間には、性的虐待への予防・対応・ケアに関する他の研究が始まっており、その動きを踏まえながら平成21年度3月現在の現状と課題について以下のようによまとめられた。

1. 児童家庭福祉分野における虐待事例へのFGCの適用に関して海外での取り組み状況を調査した結果、国や地域によって多様な状況が見られ、ことに家族内性的虐待事例への適用に関しては、除外しているところから条件つきで用いられているところまでであることが明らかになった。

また調査や実践状況の分析から、日本の児童相談所における家族支援の現状は介入初期の関わりが多く、その場合、非加害親を中心とした家族参画による家族支援が現実的で有効であるとの結論を得た。

その際、初期対応時点における「非虐待親が子どもを守れるかどうか」のアセスメントに関しては、介入初期のアセスメントツールにはまだ万全のものはないという結果がえられており、今後もアセスメントツールの検討と、非加害親を中心とした家族が子どもを守れるような支援のあり方を深める必要があると考えられた。

現在、児童相談所における初期対応時点の家族支援に対する現実的なツールのひとつとして小冊子が作成され、非加害親を中心とした家族への支援の実践段階に移っているが、この活動を継続発展する必要がある。

2. 児童養護施設に入所した性的虐待事例への家族対応・家族支援の中心は、家庭支援専門相談員とケアワーカーが軸となり、児童相談所職員も一定関わっている状況が見られた。したがって今後の課題としては、家庭支援専門相談員の機能強化、施設と児童相談所との連携強化や機関間の役割分担、家族対

応・家族支援の方法論の確立が喫緊の課題である。

3. 子どもと家族への援助枠組みとしては、施設に入所した子どもの場合は、生活ケアと自立支援体制の更なる充実が重要であり、同時に心理療法が行われる際の条件整備と施設心理士の役割の明確化も行う必要がある。性的虐待をうけて施設に入所している子どもの場合、イギリスの報告からも示唆されるように、精神保健上の課題を有する子どもも少なくなく、児童精神科医療との連携を視野に入れた治療ネットワークの構築の推進が必要である。



# ファミリーグループ・カンファレンス

～ 当事者参画によりすすめられる「子ども虐待」への新たな家族支援 ～



平成 21 年厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業

子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究

研究代表者：高橋重宏

I	ファミリーグループ・カンファレンスの基本理解	3
1	FGCの根底にある理念	4
2	FGCの内容	4
	(1)FGとは	4
	(2)FGCとは	4
	(3)FGCの目的	4
	(4)ニュージーランドにおけるFGCに至る過程	4
	(5)コーディネイターの配置・役割	4
	(6)FGC実施過程	5
	(7)家族だけで話し合う必要性とFGCの確立過程	5
3	家族を「ひらく」ことへの着目とFGC	6
4	導入背景	7
	(1)制度的人種差別とその是正	7
	(2)文化的ストレングスの活用	7
5	子どもの参画支援のあり方	8
	(1)根底にある子ども観	8
	(2)FGCと子ども参画	9
6	FGCの構成要件と評価	10
7	FGCがソーシャルワーク実践に与えた影響	11
	(1)ソーシャルワーカー機能に与えた影響	11
	(2)ソーシャルワーク機能に与えた影響	11
8	日本への示唆	13
	(1)FGCの活用ケース・段階とそのあり方	13
	(2)FGC参画意欲の形成と適用性	14
II	ファミリーグループ・カンファレンスの実際	16
	事例の概要	17
1	出会いからファミリーグループ・カンファレンスの準備まで	20
	(1) 通告(対立から始まった家族と児童相談所の出会い)	21
	(2) 母との面接のはじまり(子どもを返してください)	21
	(3) 実母が親族に連絡を取ることを決心するプロセス	23
	(4) 援助方針会議	26
	(5) 実母に対してファミリーグループ・カンファレンスの提案	29
	(6) 幸子の気持ちとファミリーグループ・カンファレンスの提案	32
	(7) サインズオブセイフティーアプローチを使っでの母子の話し合い	34
2	ファミリーグループ・カンファレンスの展開	39
	(1) ファミリーグループ・カンファレンス当日	39
	①アイスブレイク	39
	②ファミリーグループ・カンファレンス開催の目的について参加者への説明と参加者の挨拶	41
	③情報共有	43
	④ファミリータイム	44
	⑤合意段階	49
	⑥終結(クロージング)	52
	おわりに	55

子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究  
平成21年厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業

研究代表者：高橋重宏  
(日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部 部長)

協力：神奈川県児童相談所 親子支援チーム・虐待対策支援課  
林 浩康 (日本女子大学)





## I ファミリーグループ・カンファレンスの基本理解

子ども虐待への取り組みの歴史が日本に比べて長いイギリス、北米、ニュージーランド、オーストラリアなどの諸外国では現在、意思決定過程への当事者参画をキーワードにソーシャルワーク実践が再構成されファミリーグループ・カンファレンス（以下、FGC）が活用されています。1989年ニュージーランドで開発され、導入されたFGCはそれまで看過されてきた拡大家族や友人・知人といったインフォーマル・ネットワーク（ファミリーグループ＝FG）の潜在的力を活用し、それらがソーシャルワーカーをはじめとする専門職とともに、子どもが安全かつ十分に養育されるための必要事項を話し合う公式の会議です。

日本では1990年代に「子ども虐待の発見」がなされ、子どもの保護と強制介入の強化を目的とした法改正が着実に進行してきました。強制介入が強化されるからこそ、当事者権利を担保するシステムも要請されます。また介入後における家族再統合を視野に入れた支援も重要であり、そのためにも当事者の納得に基づいた援助が求められます。日本ではこうした認識に基づいた新たなアプローチの試行の時期に到達しています。FGCはそのアプローチの一つとして検討の余地があると考えられます。

先に挙げた諸外国においても、虐待に対してかつては介入・統制型アプローチが主流を占め、当事者参画型のアプローチが考慮されることはありませんでした。FGCはそうした当事者不在による専門家主義への反動としての当事者主義への回帰と捉えられる一面もあります。社会的サービスを保障した上で、従来の家族概念を越えた「ファミリーグループ（以下、FG）」という新たな概念の意思決定過程への参画を促すことは、子どもの安全のみならずパーマネンシー（養育の継続性）保障に大きく寄与するといわれています。

本書はこうしたことを踏まえ、当事者参画型実践の一方法としてFGCは大いに参考になると考え、日本でのその活用に向け継続的に行ってきた研究成果をまとめたものです。

### 1. FGCの根底にある理念

FGCは家族の自律性の尊重、家族のストレングスの発揮および、それを子どもの支援過程において活用するという考え方にに基づき、家族の意思決定権を最大限に尊重しています。あらゆる家族は経験、知識、ストレンクス、知恵を意思決定のために活用できるという理念がFGCの根底には存在します。

ストレンクスを発揮するにはエンパワすることが必要であり、意思決定過程に参画することが、まさにエンパワメント過程であると捉えられています。こうした過程が結果的に、子どもの最善の利益に貢献できると考えられます。専門職によって独占されてきた意思決定過程に、家族が適応を強いられてきたという考え方にに基づき、専門職役割は家族との協働実践へとシフトしてきました。

これまでソーシャルワーカーは家族問題を見出し、それを解決することを主要な職務として認識してきましたが、そうすることがときに家族の養育責任の希薄化を促し、状況改善に結び付かず、結果的に子どもの安全な生活を保障できず、ソーシャルワーカーの負担も増大する傾向にありました。実際には家族を中心としたより多くの人々が、意思決定に関わることが重要であり、そのことが結果的に子どもの安全保障に結び付くと考えられるようになりました。社会的機関による見守り体制には限界があり、身近な人々による見守り体制が再虐待の予防を促し、子どもの安全を保障すると考えられます。したがって家族員間の関係の回復や家族と専門職との協働関係の確立が重要であり、そのために家族のストレンクスを見出し、家族を信頼し希望をもつことが大切です。また家族は専門職が所有しない知識や知恵を有しており、それを活かすことが重要であるといえます。

以上のことを踏まえFGCの根底にある理念を整理すると、以下のようになります。

1. あらゆるFGは知恵、知識、ストレンクスを有します。
2. FGは尊厳と敬意をもって対応される必要があります。
3. FGは十分な情報を与えられ、支援されれば子どもの安全を保障するための意思決定を行うことができます。
4. FGは意思決定やプランの作成に向け、励まされ支えられる必要があります。
5. FGが意思決定にかかわれば、結果が改善します。

### 2. FGCの内容

(1) FG（ファミリー・グループ）とは同居家族、3親等に限らない親族を含む拡大家族、場合によっては親しい友人などを含むあらゆるインフォーマル関係にある人々を意味します。

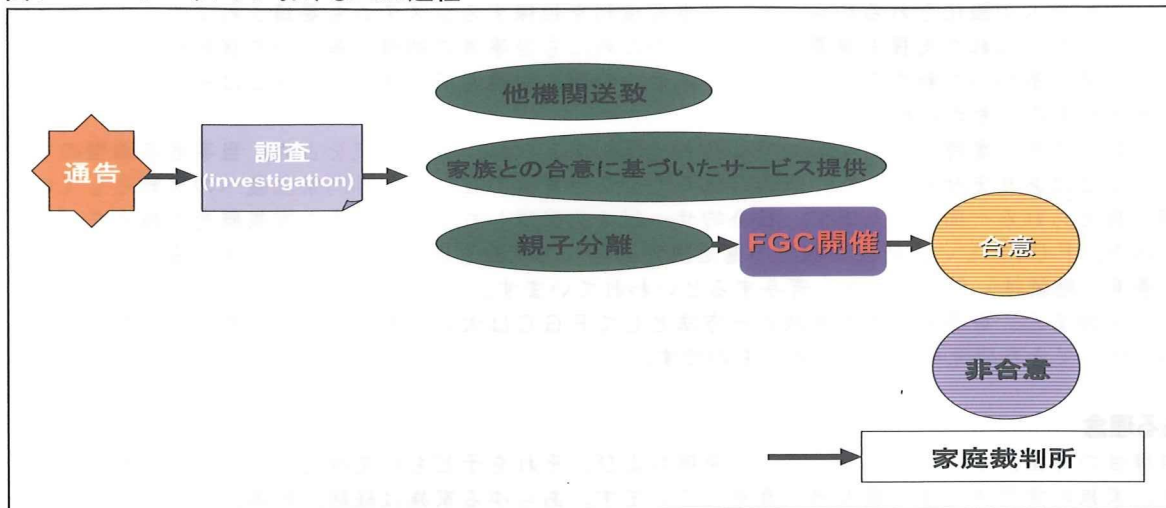
(2) FGCとはFGの潜在的力を活用し、FGがソーシャルワーカーをはじめとする専門職とともに、子どもが安全かつ十分に養育されるための必要事項を話し合う公式の会議です。ニュージーランドでは諸外国と異なり、FGCが1989年に改定された児童・家族法（Children, Young Persons and Their Families Act 1989）に詳細に規定されています。現在、欧米・オセアニア・アフリカ・アジアの一部の国々で普及しています。

(3) FGCの目的として、FGの意思決定への積極的関与に基づいたインフォーマル・ネットワークの再構築、親と子どもの支援体制の確保、および養育計画の作成があげられます。児童保護機関と協働して課題に取り組み、

FGが意思決定に積極的に参画することでFGはエンパワし、養育責任の自覚や養育課題への取り組み意欲を促すことができると考えられています。

(4) ニュージーランドにおけるFGCに至る過程は図1の通りです。基本的には親子分離ケースについては、児童・家族法においてFGCの開催が規定されています。FGと専門職を含む出席者全員の合意が必要であり、合意が得られない場合、表1の3(4)にあるように、裁判所の判断に委ねられます。

図1 ニュージーランドにおけるFGC過程



(5) コーディネーターの配置・役割として、児童保護機関への通告により、児童保護機関や警察による一定の調査を経てFGCが必要であると判断されたケースは、同じ機関のFGCコーディネーターに送致されます。コーディネーターは専門職と家族、専門職間、家族・親族間における中立的立場にあります。親と対立関係となることもあるソーシャルワーカーとは別の専門職として配置され、その主たる職務はFGCの招集準備と当日の進行です。家族と対立することもあるソーシャルワーカーがFGCの招集準備や進行を行うことは家族にとって公平ではないという判断に基づくものです。

FGCへのFGの出席の目的は意思決定過程への参画と、養育計画作成にかかわることです。コーディネーターはそうしたことを促進する専門職であると捉えられます。コーディネーターはFGCの出席者を決定する権限を有しています。またコーディネーターには出席者の安全という観点から、一定のメンバーを排除する権限も与えられています。虐待やDVの加害者と被害者の対面を回避したり、威圧的に関与する可能性のあるメンバーの出席を回避することなどから、そうした権限が与えられています。

ニュージーランドの児童・家族法はFGCの出席者を子ども、家族、ソーシャルワーカー、弁護士、コーディネーター、情報を把握している他の専門職、家族が参加を望む者などと規定しており、コーディネーターは必ず家族と相談して出席者を決定するよう規定しています。ソーシャルワーカーやコーディネーターが自分たちだけで出席者を決定することはFGCの目的に反します。すなわちFGCの目的は専門職主導の過程に歯止めをかけ、家族が主体となって子どもの立場から課題を明確化し、親がFGの支援を受けながら親自らが課題に向かう態度を形成することです。

子どもの出席が子どもの最善の利益に反する場合や、子どもが幼すぎると判断された場合を除き、子どもにも出席資格があります。近隣や友人など専門職でも家族でもない者の出席は、家族が同意した場合にのみ認められています。開催場所や時間についてもコーディネーターは家族と相談しながら決定する責任と権限を有します。

(6) FGC実施過程は以下の通り3段階に分けられます。ニュージーランドでは5歳未満は6ヶ月、5歳以上は1年を限度に、親子分離がなされ、その限度を超えても家庭復帰が無理な場合、再度FGCが開催され、子どもの永続的居住場所(permanent placement)が決定されます。パーマネンシー・プランニング(養育者の一貫性を早期に保障する援助計画)の考え方に基づき措置期間が有期限化していることが日本との大きな相違です。

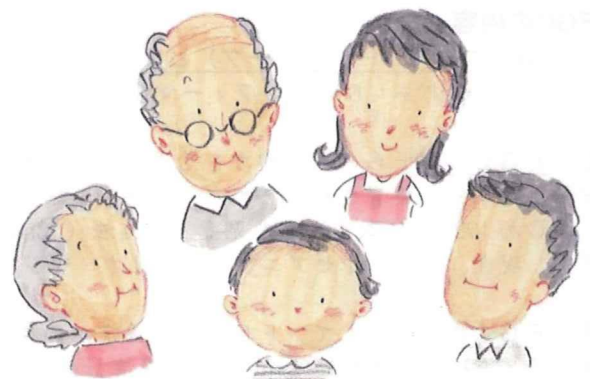


表1 FGCの実施段階

過程	内 容
1. 情報共有段階 (専門職とFGが一堂に会す)	(1)お互いの自己紹介 (2)コーディネーターによるFGCの目的や過程、出席者の権利等の説明 (3)ソーシャルワーカーによるケース説明:子どもや家族に関する情報提供 (4)その他の専門職によるこれまでの対応状況の説明や各種専門分野に関する情報の提供 (5)コーディネーターによる懸念事項とストレングスの明確化
2.私的討議段階 (FGのみで話し合う)	(1)FGのみで情報を共有、共通理解を促進 (2)FGの意思決定:例えば、今後の子どもの生活場所、目標、子どもと親が必要とする支援内容、親の子どもへのアクセス方法、養育計画実施に関するモニタリングやそのレビュー方法などを検討 (3)FGのみでの養育計画の決定:家族の要請がない限り、専門職はこの段階には参加できない。
3.合意段階 (再度専門職とFGが一堂に会す)	(1)コーディネーターが、FGによって決定された養育計画を参加メンバーに提示する (2)専門職からの養育計画案に対するコメントやアドバイスを参考に修正 (3)最終的な養育計画案に対する合意 (4)合意が得られない場合には、再度FGCが招集されるか、あるいは家庭裁判所に送致される (5)ケースの遂行状況の見守り(モニタリング)、見直し(レビュー)方法の検討 (6)最終的に合意された計画、決定事項を整理し、参加者全員にそのコピーを配布

(7) 家族だけで話し合う必要性とFGCの確立過程があります。日本における現在の子ども虐待に対する認識や援助観から考えると、当事者だけでの話し合いの時間をもつことに対する抵抗感は強いと考えられます。ニュージーランドのFGCにおいてこうした時間が確保されるに至った経緯や、FGCが具体化されるに至った背景について以下のような事例をあげることができます。

9歳のスーザンが継父により身体を傷付けられたことが、学校から福祉機関に通告されました。本児については以前児童保護機関に通告されていなかったが、学校はスーザンが家庭で虐待を受けているのではないかと疑いを持っていました。このときその傷は相当深く、腕を骨折していました。スーザンは先住民族であるマオリ族の母親、白人の継父、2歳年下のきょうだいと暮らしていました。初期アセスメントにより、スーザンは一時的に地方に住む母方のおばの元で生活することになりました。

さらに調査の後、スーザンは政府機関の保護を受ける必要があり、母親も娘の家庭での安全について心配していることが明らかになりました。スーザンと継父の関係はよいとはいえ、ここ数ヶ月特に悪化していました。ソーシャルワーカーは家族へのかかわりの必要性を感じ、スーザンの拡大家族やより広範囲の親族集団のメンバーを調査しました。スーザンの母方の家族はマオリ族でした。遠く離れていましたが、拡大家族とは強い絆を維持していました。母親の3人の姉妹とその家族は地方に住んでいました。スーザンの実父は白人で地方に住んでいました。

ソーシャルワーカーは家族ミーティングを準備し、スーザンのケアのあり方について話し合うために家族を招待しました。政府機関と家族が住んでいる場所のほぼ中間に位置する中立的場所で会うことになりました。ソーシャルワーカーは白人だったので、会議に文化面でのコンサルタントを招待しました。コンサルタントは同じ部族のマオリ族の男性で母方の家族です。彼はマオリの文化的儀礼を尊重するようソーシャルワーカーとともにかかわりました。

その会議はまずマオリ語と英語によることばで歓迎の辞が述べられました。母親は3人の姉妹と白人である彼女らの夫とともにやって来ました。スーザンの実父も出席しました。ソーシャルワーカーはミーティングに呼んだ理由、調査の過程とその結果について説明しました。親族は質問するよう促されました。親族はためらっていたので、ソーシャルワーカーは戸惑いを明らかにしました。そして文化コンサルタントと相談し、彼とソーシャルワーカーは親族が直面している課題を整理したり、私的な会話を引き出したりするよう支援しました。母親の姉妹の一人が「あなたたちはここを離れるべきです。あなた方にはここにいてほしくない」と呼び、コンサルタントとソーシャルワーカーはそこを離れ、親族たちは専門職を除いて話し合いました。このことは家族が私的に、課題解決の方法を議論する機会をもつべきであることを意味しています。しかしながらソーシャルワーカーにとってこうした過程は馴染みがなく、初めての体験でした。コンサルタントはマオリ族社会で親族が集まって課題を解決することを説明しました。時間が過ぎ、ソーシャルワーカーは親族が質問するたびに呼び出され、再び退席しました。スーザンはおじとおばのもとで生活し、おばが後見人になるよう法的手続きを行い、必要な支援サービスとそれへのアクセス方法について取り決めがなされました。その決定には母親とその姉妹への物理的支援と精神的支援も含まれ、親族はワーカーと利用可能なサービスについて交渉しました。計画は記述され、ワーカーは決定内容と計画内容のコピーを家族全員に渡すことにしました。コンサルタントはマオリ語と英語で会議を締めくくりました。そして全員でお茶を飲んで終了しました。

この事例における親族が出席した実践のあり方は、その後導入されたFGC過程に酷似しています。マオリ族の伝統的な文化ストレングスといえる家族の力を活用するために、家族・親族ミーティングを開催した事例です。マオリ族は固有の集会所であるマラエを地域に有しており、そこではファイという話し合いが従来から行われていました。FGCはこうしたマオリ族の文化的営みを制度化したものとして捉えることができます。それは先住民族マオリ族の子どもたちが人口比に比較して多くの子どもたちが里親委託されており、マオリ族への対応が社会的課題と

して認識されていたからです。

事例ではまず家族や親族の立場を尊重するさまざまな工夫がなされています。すなわちミーティングの開催場所を児童保護機関と多くの親族が住んでいる場所との中間位置とし、コミュニティ会館のような中立的な場で行われました。また白人ソーシャルワーカーにはマオリ族文化に精通しているコンサルタントを配置しました。さらにマオリ語・英語双方の言語でのお祈りで開始しています。

子どもの安全保障のために、当初専門職主導によるアセスメントおよび家族への介入がなされ、子どもの分離が行われていますが、その後の子どもの養育については家族や親族にその意思決定権を委ねています。また徹底して親族の力を活用しています。実父をも呼び寄せ、ミーティングへの参画を実現しています。

「あなたたちはここを離れるべきです。あなた方にはここにいてほしくない」という親族の発言を尊重して、専門職は家族の話し合いの場から退きました。そして家族ミーティングで疑問が出るたびに、ソーシャルワーカーは家族に呼び出されました。ここでの専門職はそれまでの専門職主導の実践と対極にあるスタンスをとっています。

こうした実践のあり方がFGCの導入につながっています。家族内コミュニケーションを促進する上で、家族だけでの話し合いは重要です。ただし、それに向けたコーディネーターの十分な準備が要請されます。すなわち先に論じたように、被害者と加害者の直面を回避すること、イニシアティブを取る家族員へのアプローチ、家族の支援者や代弁者の確保などです。専門職の存在が、家族内コミュニケーションを阻害するという認識は今日のFGCにおいても認識されています。専門職の存在によって促される面もあるかもしれないが、一方で失われるコミュニケーション内容もあるということではないでしょうか。その失われる内容が意思決定においてきわめて重要であると考えられます。

### 3. 家族を「ひらく」ことへの着目とFGC

ソーシャルワーカーという職種が確立する以前から、人々は共同体（コミュニティ）におけるインフォーマルな関係性のなかでお互いに助け合って生きていました。近代家族の特性としてあげられる地域・親族関係の希薄化による家族の閉鎖化は、インフォーマルな関係性に基いた共同体形成や課題への対処能力を低下させてきました。近代家族のもつ特性がソーシャルワークという社会的実践を要請したといえます。

子ども虐待に対しては閉ざされた家族を「ひらき」、新たなつながりに基づいた養育共同体の形成を目的としたソーシャルワーク実践が要請されます。ここでは「ひらく」を「当事者が抱えるニーズや課題の対処に向け、同居家族以外の者とのかわりの中でニーズや課題を意識化し、親が同居家族以外の者とのつながりを再生することで、子どものケアを共有する過程」と定義づけることができます。

ソーシャルワークはこれまでも一貫して家族を「ひらく」ことに関与してきたといえます。日本における子ども虐待に対する家族を「ひらく」方法はこれまで介入的関与が主流でした。一方諸外国では現在意思決定過程への当事者参画を高度に具体化したFGCと介入型の実践が統合的に活用されています。

FGCはニュージーランドの紛争解決手段として行われていた活動を制度化し、主に少年非行や虐待領域において活用されています。子育て上の課題は親個人が責任を負い、対処するものではなく、コミュニティの課題として捉え、コミュニティでの取り組みが重要であるという認識が根底に存在します。FGは先に述べたように、けっして家族だけではなく、友人や知人といったコミュニティを視野に入れた集団を意味します。FGCを通して家族を「ひらき」、コミュニティ課題としての意識を促し、養育のあり方をFG中心に考える実践であるといえます。

### 4. 導入背景

#### (1) 制度的人種差別とその是正

FGC導入の主たる背景として文化的・歴史的背景があげられます。先に述べたように、先住民族マオリ族への対応はニュージーランドの歴史の中で、常に課題として存在してきました。とくに長年にわたる社会的抑圧によって顕在化してきた制度的人種差別の結果として、以下のことがあげられました。

- ① 人口比に比して里親のもとで生活するマオリ族の子どもの占める割合の高さ
- ② マオリ族の子どもをヨーロッパ系白人家族に措置してきたこと
- ③ マオリ族出身のワーカーが少なかったこと

また政府自ら以下のように述べています。

「制度的人種差別は、社会的統計からはつきりと読み取れます。犯罪、子ども虐待、乳児死亡率、疾病、失業などのマオリ族の値は圧倒的に高い」

こうした課題への対処についてたどり着いた結論は、マオリ族固有の文化的ストレングスといえる伝統的な家族の意思決定を尊重した取り組みの導入です。民族・人種・家族の伝統や文化を活かした実践が可能になるよう、当該民族出身の専門職による支援が求められ、それが文化的ストレングスを活かすことにもつながると考えられまし

た。

## (2) 文化的ストレングスの活用

マオリ族は元来マアツア・ワンガイ(Matua Whangai：マオリ語ニ養育する親)という習慣をもち、マオリ族の子どもを拡大家族や部族で養育するという一種のケア・システムを確立していました。しかしながらパーマネンシー理念に基づき、養子縁組や里親が積極的に活用され、多くの場合、実の家族と子どもとの絆を破壊する傾向にありました。こうした状況を問題視し、FGC導入に最も大きな影響を与えたものとして、1986年に出されたニュージーランド社会福祉局のマオリ族行政諮問委員会による報告書があげられます。本報告書では統計を活用してマオリ族の人々が不利な状況にあること、すなわち制度的人種差別を明らかにし、政府に多くの課題や勧告を提示しました。報告書は家族ネットワーク内に子どもを留めることを強調し、家族とコミュニティに対し協議と意思決定への参画を促しました。この報告書の勧告に従い、当事者参画に関する具体的方法論の模索が始められました。

先に指摘したように、マオリ族の人々は現在でも地域の集会所(marae=meeting place)を使っての話し合いの場であるフイ(hui=meeting)をもっており、それを地域内の課題解決の場としてきました。かつての1974年児童法(Children and Young Persons Act, 1974)はこのようなマオリ文化に配慮せず、ソーシャルワークという名のもとで行われる白人ソーシャルワーカー主導の意思決定過程が、マオリ族固有の伝統的価値観と矛盾し、マオリ族の社会構造を損ねるものであったと政府自らが認めました。政府は児童福祉制度における人種的差別の存在について指摘し、以下のように述べています。

「以前の児童福祉法制はマオリ族の家族に関する理解が十分ではありませんでした。子どもの福祉は家族を離れて考えるべきではなく、両親だけでなく拡大家族で考えなければなりません。……多くのソーシャルワーカーは親族ネットワークを無視して困難な状況にある家族に支援を行っていました。……マオリ族社会における固有の文化を誤解あるいは無視してきたことが重大な問題です。……もしマオリ族のニーズを適切に満たそうとするならば、政府はイデオロギーの変革を必要とします」

マオリ族は、個人に行動や責任を集中させるのではなく、本質的に集合的責任を強調しており、個人の行動への責任は、血族関係者の他の仲間にも浸透します。またマオリ族は意思決定についても、集団一致という手続きを踏んでいたと言われていました。個人の内部に責任が求められる西洋的個人主義の考え方は対照的です。マオリ族は個人の責任ではなく、集団の責任として意思決定の協働が強調されてきたといえます。その意思決定について以下のように論じられています。

「マオリ族の社会生活の特徴は、いかなる案件や活動に関しても公の討論会を開くことです。結婚などについても、集団に関わることとして親族集団で話し合います。親族集団の皆がその一族の集会(hui)に集まり、その討論はすべて公開討論となります。ある提案に対して、賛成する者もいればそうでない者もありますが、賛成の意思を示さない者に対して強制的に従わせることはしません」

マオリ族は植民地化以前から、独自の社会制度を確立していました。ティカンガ(Tikanga) (慣習法)はマオリ族の法律と意思決定に関する根拠となっています。フイ(hui)はティカンガに基づいて運用される重要な場でした。フイはキリスト教の祈禱師によるお祈りで始まり、お祈りで終わります。和やかな雰囲気作りのために、歌を唄ったり、ユーモアを交えた話を最初に行う場合もあります。あらゆるメンバーが人を傷つけない方法で思いや感情を表現します。フイの最終的目標は危機的状况にある家族関係の再構築です。あらゆるメンバーの貢献が再構築過程において必要不可欠です。怒り、不満、悲嘆が参加者から表現される一方で、こうした感情表出が再構築過程を妨害しないようにすることが、カウマツア(kaumatua) (年長者) やランガティラ(rangatira) (リーダー) の役割です。カウマツアが過程を監視し、導くことが求められており、人々が互いに聴きあい、尊敬しあい、責任を認識できるよう関与します。

こうした文化的ストレングスや、文化的サポート・システムを社会的に活用するためには、固有の文化的価値観、伝統、地域の歴史を認識し認めることが必要です。「自民族中心主義(ヨーロッパ系移民主義)の児童保護システムが、子どもの幅広いネットワークの文化的ストレングス活用の可能性を奪ってきました。子どもの文化的つながりや支援ネットワークは、子どもや家族の回復力の構築に役立ちます」と指摘されているように、文化に配慮した実践は文化的ストレングスを活かすことにより、課題の深刻化を防止し、子どもの支援体制を強化するといえます。

しかしながらイギリス人の入植により、別の法律が持ち込まれ、従来家族や地域コミュニティが所有していた権限を、それらから遠く離れた存在である機関職員が専門家と称して行使することが、社会的に行われてきました。文化帝国主義と表現されるように、無批判的な西欧諸国からの施策や方法論の移入により、マオリ族固有の文化的ストレングスは無視されてきました。マオリ族の価値観とイギリス移民の価値観との最大の相違は、先に述べたように前者が集団責任であったのに対し、後者が個人責任であったことです。個人主義志向の強い西洋文化では、個人の自立を尊重し、集団的ストレングスへの視点が欠如していました。

こうした価値観の相違が、マオリ族文化との摩擦や、制度的人種差別を生み出したという認識に基づき、それまでの実践の転換が要請されました。子どもの保護過程において子どもの文化的アイデンティティや、親族とのつながりへの配慮は児童保護機関において必要不可欠です。子どもの安全性を問う場合、子どもの心的外傷を最小限に

留めるために、子どもにとって面識のある親族とのつながりを最大限活かすことが考慮される必要があります。またこうした観点からニュージーランドでは、ソーシャルワーカーやコーディネーターができるだけ当事者と同一の人種・民族であるよう配慮したり、文化コンサルタントを配置したりして実践過程における文化への感受性を担保するよう配慮されています。文化への配慮は当事者の安全を保障するというだけでなく、文化的ストレングスを活かすということであり、独自の支援ネットワークや伝統を活かすということです。

F G Cは政策動向とも関連して、急速にマオリ文化とは異なる他国へと広まり、現在では特定の文化を超えた普遍の実践として位置付けられています。F G Cの根底にある人間観や援助観は普遍性を有しているといえます。

## 5. 子どもの参画支援のあり方

### (1) 根底にある子ども観

現在のF G C研究において注目されているテーマの一つが子どもの参画です。

元来マオリ族は歴史的に子どもが、親族会議に加わることを基本としていました。それは大人の課題への対処を学ぶことが、子どもにとって有益であるという考え方に基づいています。現在では「児童の権利に関する条約」第12条にみられるように、子どもに影響を及ぼす事項に関する意思決定にかかわる権利が、基本的に子ども自身にあると考えられています。同条約第8条第1項において締約国は、子どもが法律によって認められた家族関係を含むその身元関係事項について、不法に干渉されることなく保持する権利の尊重を約束するとし、第9条第1項では子どもがその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保すると規定しています。しかしながら第9条第1項には、ただし親子の分離が子どもの最善の利益のために必要な場合は、この限りではないとしています。そして第2項においてこの親子分離において、すべての関係当事者はその手続きに参加し、かつ自己の意見を述べる機会を有するとしています。また第5条は、子どもが権利を行使する際、父母、拡大家族、共同体構成員が指示や指導を与える責任、権利、義務を締約国は尊重するとしています。

「児童の権利に関する条約」に規定されている権利内容は生存・発達のために必要なものを与えられる権利、有害なものから保護される権利、自分にかかわることに参画する権利に分類できます。このように子どもの権利は「・・・が与えられる権利」「・・・から保護される権利」といった権利享受の主体としての子ども観に基づいた受動的権利の擁護という側面と、子どもが主体的に参画するという権利行使の主体としての子ども観に基づいた能動的権利の保障という双方の側面から捉える必要があります。受動的権利擁護においては、子どもへの適切なケア保障という観点から、養育のあり方を検討することが求められます。そこでは適切に保護されることが子どもの権利の実質的内容であると考えられます。

しかしながら今日論じられる子どもの権利においては、こうした保護主義的な配慮の枠組に対して疑念をさしはさみ、子ども自身の意志と自律を権利概念の中に導入した子ども権利基盤型アプローチに特徴があります。もちろん受動的権利は基本的人権といった観点から重要ですが、子どもの能動的権利への視点を欠いたまま「子どものことを思って」ということで、大人側が一方向的に子どもを保護の対象として捉える子ども観や、一方向的な大人による子どもへの行為が子どもに与える影響に対して自覚的になる必要があります。

ソーシャルワーク実践における子どもに対する大人中心主義について批判的に検討されています。大人中心主義とは偏見に満ちた大人の視点から、子どもや子どもの問題を捉える大人側の傾向を意味します。子どもに関するある種の偏見から大人が解放されることは困難であり、だからこそ子ども自身の意向や声を聴き、受けとめることを意図的に行うことが重要だといえます。

子どもに対しては「さまざまな危機から保護される存在としての子ども」観とともに、「当該社会・文化を担い同時に自己決定する主体としての子ども」観への自覚が要求されます。受動的権利が保障された上で、子どもが自らの価値観や役割を確認できる機会が子どものエンパワメントを促すといえ、F G Cへの参画もこのような機会の提供と捉えることができます。これらの子ども観の根底にある「保護」と「自律」はときには矛盾やジレンマを惹起させますが、そうした矛盾やジレンマを認識し、子どもへのかかわりのあり方を子どもと大人の双方で探り合う過程が、きわめて重要ではないでしょうか。

こうした観点から、F G Cにおける子どもの参画のあり方を検討することは、子どもの措置において必要不可欠なことといえます。

### (2) F G Cと子ども参画

実際諸外国で行われているF G Cには、多くの子どもが出席しています。F G Cの準備から終了後のモニタリングやケースレビュー、さらにはフォローアップ・アセスメントに至る過程に一貫して参画することが考えられます。とくにF G C終了後の過程において、計画が問題なく実行されているかを専門職や家族にフィードバックできる最適なポジションに子どもはいます。

しかしながら子どもの年齢や成熟度を考慮して、出席は望ましくないという見解もあります。子どもが出席しない場合、出席した家族が子どもの意向を伝えるよう、コーディネーターが配慮する必要がありますが、実際には各家族員が自らの言い分と子どもの意向をバランスよく伝えることは困難であり、子どもが欠席した場合においても

子どものアドボケイトが、子どもに代わって発言することが望ましいとする見解もあります。

子どもがどのような関与方法を望んでいるか、アドボケイトの必要性を感じているか、FGCへの出席を躊躇する場合、子どもの支援をいかに行うか、子どもが出席する場合、予測されるリスクへの対処をいかに図るかについて考えておくことが、コーディネーターの役割とされています。さらに子どもの出席に際しては、配慮の行き届いた情報提供が必要であるとされています。情報の質が子どもの意思決定を左右するといえますが、FGCに関するパンフレットなどは子どもを対象に書かれたものはほとんど存在しないという事実から理解できるように、実際には大人に配慮した情報しか提供されていません。

多くの子どもたちは自尊心が低いが、FGCへの出席を通してそれが引き上げられる傾向にあることも指摘されています。FGCにおいて自らの思いを聴いてもらえたということを実感、あるいは自分のことを考えてくれる人々の存在を実感することで、自尊心を育む可能性があります。また自らの今後についてもともに考えることは子どもにとって大切なことです。したがって子どもが家族内でスケープゴートとなるなど危険性が予測される場合を除き、子どもの出席を原則としています。しかしながら、会議の子どもへの影響や、子どものそれへの適用について意見は分かれます。結果的に子どもにとって「辛い体験となるが、出席は適切である」という見方が大勢を占めています。家族への関与を子どもの自立支援の一環として捉えるのなら、意思決定過程に積極的に関与することが重要ではないでしょうか。年齢が低くても自身のことを気にかけてくれる人々の集団の中に身を置くことは、子どもの自尊心の回復に寄与すると考えられます。

調査結果においても、言い争っている家族であっても、子どもの声には耳を傾ける傾向にあることが明らかにされています。子どもの存在自体が場を和ませる演出効果があると考えられます。

また子どもによる直接的発言だけでなく、子どもの手紙、詩、芸術作品、オーディオテープ、ビデオテープなど多様な手段で子どもの意向や思いを共有する必要があります。大切なことは子どもが出席すべきかどうかということではなく、情緒的、身体的安全が保障された状態で、子どものかわりを最大限に活かすことであるとされています。

表2 FGCに関する理念と要件

理念	要件
1.FGは意思決定主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 家族がFGCの実施に向けた場所や出席者の選定、開催時間の決定などの準備に関与すること。</li> <li>② 家族を中心とした親しい関係にある人々だけで話し合う時間を確保すること。</li> <li>③ 手紙、テープ、ビデオ、電話などを活用することで、多様な参画のあり方について検討すること。</li> <li>④ できるだけ多くのFGメンバーの出席を心がけ、出席家族員数は専門職の出席者数を上回っていること。</li> <li>⑤ 元の親を含め両親の双方の親族が出席していること。</li> <li>⑥ 専門職は情報を提供するが、具体的課題解決は示唆しない。</li> <li>⑦ 養育計画の作成に関する主たる意思決定権はFGにある。</li> </ul>
2.専門職とFGとの協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 親と対立関係にない、より中立的関与が可能なコーディネーターの確保。</li> <li>② FGIにFGCに関するわかりやすい冊子を用意し、説明を行うことで、FGは開催意義を理解していること。</li> <li>③ FGのストレンクスを積極的に評価すること。</li> <li>④ FGの居心地に配慮して、開催場所や場の雰囲気作りについて考慮すること。</li> <li>⑤ 雰囲気作りのためのお茶や軽食を用意すること。</li> <li>⑥ FGの意思決定の参画に向け情報提供を十分に行うこと。</li> <li>⑦ 養育計画に関して専門職とFG双方の合意を得ること。</li> <li>⑧ FGとソーシャルワーカーが協働して、ケースレビューやモニタリングを行うこと。</li> <li>⑨ 親や子どものためにサポーターやアドボケイトの配置を検討すること。</li> <li>⑩ 家族の固有性(文化・言語など)を最大限に尊重すること。</li> <li>⑪ 専門職だけでなく、当事者自身もFGC過程を評価すること。</li> </ul>
3.子どもの権利保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子どもの参画を準備段階から考慮すること。</li> <li>② 子どものアドボケイト役の人を家族グループや専門職から確保すること。</li> <li>③ 子ども用のFGCに関する冊子が用意され、子どもに説明すること。</li> <li>④ 子どもの出席の意志を確認すること。</li> <li>⑤ もし出席するならば当日話したいことなど事前に打ち合わせをすること。</li> </ul>

## 6. FGCの構成要件と評価

これまで論じてきたFGCの実践内容からFGCを成立させる理念と要件は表2のように整理できます。理念を具体化する要件はFGの意思決定過程への参画要件として捉えることができます。それは家族内の課題をできるだけ多くの人々と共有すること、親が同居家族外のできるだけ多くの人々とつながりをもつことを目的としています。

## 7. FGCがソーシャルワーク実践に与えた影響

### (1) ソーシャルワーカー機能に与えた影響

#### ① 当事者参画に基づいた専門職役割の再編成と親族里親の活用

FGCはストレンクスやエンパワメントといった理念概念を基盤に据え、当事者参画を最もラディカルに具体化した実践と捉えることができます。子どもの養育に関する意思決定は課題認識をもつ子どもを含むFGが行うべきであり、家族を中心としたFGが一定の情報や意思決定の権限を獲得することで、それを可能にできるという考え

方に基づき、意思決定支援者としての専門職役割がより鮮明化されました。結果的にFGは養育計画の作成にかかわることにより、決定に対し責任感を育む傾向にあることが先に論じたように指摘されています。またそれまで自分自身の養育計画作成過程から疎外されていた子どものそれへの参画を具体化することで、子どものアイデンティティ形成や、エンパワメントが図られているということが報告されています。FGCに關与する専門職は当事者課題への当事者対処を促し、それへの対応についてともに考える協力者であり、そうした作業を促すファシリテーターであるといえます。

FGCは子どもを身近な場所で養育することを促したといえますが、FGが子育てを担うことに価値を置くのではなく、意思決定過程に参画することに価値を置くことの確認がここでは重要となります。FGCの導入が決して、社会サービスの減少に結び付かないことや、むしろ課題の顕在化を促し、社会サービスの必要性を高める傾向にあることが、これまで諸外国において明らかにされてきました。アメリカでは近年Fictive-kin(疑似血縁)という概念を創り出し、当事者が親しいと感じる者の意思決定への参画を促し、場合によってはそれらの者全てに親族里親制度を適用しています。ソーシャルワーカーにはそうした親族の安全性を評価することも求められています。

こうした背景には、子どもの養育の継続性(パーマネンシー)を最大限に尊重するために、それに寄与できる人たちが、意思決定には必要不可欠であるという考え方が存在します。日本においても親族里親要件を緩和し、その適用を促す必要があります。経済的課題を抱える親族が養育を担うことは結果的に子どもの利益を損なうこととなります。親族里親として認定されることで、多少の経済的支援が可能となります。子どもの立場からすると施設や非親族の里親に比べ、親族のもとで暮らすことは子どものスティグマを軽減するとともに、子どもの自尊心を高める可能性もあります。改めて親族里親のあり方について考えその活用のあり方を考える必要があります。

## ② ソーシャルワーカー役割の限定化と複数化

FGCでは、コーディネーターとソーシャルワーカーという二種の専門職が配置されています。従来ソーシャルワーカーは調整機能を担う専門職でしたが、その役割を分離させ、コーディネーターという新たな専門職にそれが委ねられています。ある意味、役割の異なるソーシャルワーカーが関与するという意味で、役割分離とそれに伴うソーシャルワーカーの複数化として捉えることができ、コーディネーターはソーシャルワーカーの一種であると捉えられます。またFGCの準備段階から子どもや親のアドボケートを配置する国が増加傾向にあります。従来アドボケートもソーシャルワーカーの重要な機能でしたが、これもいわばソーシャルワーカーから分離させたといえます。したがって初期対応のソーシャルワーカーの役割が、子どもの安全を目的とした介入役割により限定される傾向にあります。それは先に言及したように、初期局面ではリスクに焦点化し、パターンリスティックに専門職主導で介入する必要がある、そもそもソーシャルワーカーが親と信頼関係を形成して家族支援を行うことが、立場上困難であるという認識がそこにはあります。初期対応のワーカーの役割は、より調査的機能や介入的機能にシフトし、子どもの安全保障役割に限定される傾向にあります。

ここで確認しておかなければならないことは、こうしたことは虐待対応におけるソーシャルワーク実践が決して介入実践に限定される傾向にあるということではありません。先に述べたように子ども虐待への対応においては加害者、被害者、介入機関の間に実践上の矛盾を抱えることからソーシャルワーカーの複数対応が重要であり、総体としてのソーシャルワーク過程は当事者参画支援にシフトしたといえます。

## (2) ソーシャルワーク機能に与えた影響

### ① コミュニティ視点の具体化

FGCのFGは従来の家族概念を意味するのではなく、親しい友人や近隣をも含んだ新たな親密圏といえ、コミュニティの再構築を目的とした実践です。地域から閉ざされ、同居家族外関係が希薄化している現代家族においてはその逆機能が発生する可能性は高いです。とくに経済面や健康面において課題を抱える家族はなおさらそうです。虐待の背景には多様な社会的課題が横たわり、それへの対応について同居家族のみで考える限界はあります。養育共同体の形成に向け、できるだけ多くの人々の関与がFGCには求められます。

FGCは従来の家族概念を基盤としつつ、その家族を越えた中間集団において子どもの養育について考え、必要なサービスを社会的に提供し、養育の継続および当事者のエンパワメントを図る実践として捉えられます。こうした点を踏まえると、FGCはインフォーマル・ネットワークの回復アプローチとして捉えることができます。名称としては、コミュニティ・カンファレンスとする方が、その意味するところをよりの確に伝達しているといえます。そうであるならば実践の場も地域に出て行くべきではないでしょうか。

ソーシャルワーカーは一対一の関係のなかで個々の利用者を相手としてきた歴史が長いです。直接的な家族関係以外のより広範囲な状況にほとんど関心を払わない、伝統的なクライアント中心の実践モデルに依拠してきた問題点について1980年代半ばにイギリスでは指摘され、コミュニティ・ソーシャルワークが提示されました。イギリスにおける1980年代までのソーシャルワーカーの問題点として、ケースをこなすことで精一杯であり、クライアントの詳しい情報、たとえば拡大家族、近隣、友人などの情報を得る機会やそのような動機をもつこともほとんどないことであると論じられています。その理由として、ソーシャルワーカーの実践上の焦点は個人に当てるものと考えられていることがあげられています。またソーシャルワーカーの多くは、現代社会における家族、友人、近隣の地



域ネットワークが比較的弱いと考えていること、とりわけクライアントとして紹介されてくる人についてソーシャルワーカーはこうした思いをもつ傾向にあることが指摘されています。

専門機関や専門職の連携には限界がある一方で、インフォーマルな関係者と専門機関や専門職との協働体制は子どもの見守り体制を強化することにつながります。FGCはインフォーマルな支援とフォーマルな支援を連携させ、子育ての責任を家族とコミュニティの間で共有化するプロセスであるといえます。結果的に専門職同士の情報交換がFGC導入後活発化したことや、専門職のチームワークを促進したことについて論じられています。FGCが家族と専門職、専門職同士の協働体制の強化に大きく貢献しているといえます。

こうしたことを踏まえると、FGCは家族を「ひらく」ということだけでなく、援助過程を「ひらく」実践であるとも表現できます。家族を「ひらく」ためには援助を「ひらく」ことが重要です。援助を「ひらく」とは援助者が個人を対象にして、その内面を心理として扱い、社会をそこから消去するような「閉じた援助」ではなく、専門職、当事者双方の人間関係を活かした環境の変化や、社会における言説や制度の問題を視野に入れて援助を展開することです。個人の変化はこうした「ひらかれた」援助過程に参画することで促され、その過程で個人は自己開示し、人間関係を回復していくことが可能となります。家族員が同居家族外の者となつたりをもち、援助過程に参画し、意思決定過程に参画することがその基本として位置付けられます。また援助過程を「ひらく」上で先に論じた開催場所への配慮は重要です。

## ② ストレngths視点の具体化と当事者だけの集団対話時間の確保

FGCではFG構成員だけで話し合う場が確保されています。それは決して専門職の関与を否定するものではありません。専門職の一定の関与によりインフォーマル・ネットワークを再生し、一定の約束事のもとFG構成員だけで相互に意向を伝え合います。専門職だからこそできる関与や、もつ知識・技術があり、また当事者自身が家族でない専門職にだからこそ語れるストーリーといったものがある一方で、専門職にだからこそ語れないストーリー、家族・親族にだからこそ語れるストーリーが存在します。双方の視点を活かすという意味で専門職同席の話し合いの間（情報共有と合意段階の間）に当事者だけで話し合う時間を確保することが重要視されています。従来専門職のストーリーを主として援助計画が作成されたり、個別な面接や訪問を通して当事者の意向を明らかにすることが主流な実践でしたが、FGC導入後当事者主体の集団アプローチが主流となったといえます。こうした時間の確保はstrengths視点の具体化として捉えることができます。FGのstrengthsに着目し、そうした者たちのいわば「出番」や「居場所」を提供することはそれらのエンパワメントを促します。またFGが意思決定の主体として位置付けられるということは先に指摘した援助過程を「ひらく」という実践の具体化でもあるといえます。

しかしながらアメリカのいくつかの州で導入されているFamily Team Decision Meeting (FTDM) (専門職とFGがともに集い、まず親族里親の可能性を探り、子どもの養育方法や親への支援について考えるためのミーティング)はFGだけで話し合う時間は確保されていません。FGだけで話し合う意義は認めつつ、時間的制約などからファシリテーターが中心となって専門職とともに、養育計画を作成するようになっていきます。FGではなく、FGと専門職を含むFamily Teamという新たな概念も提示されています。

## 8. 日本への示唆

### (1) FGCの活用ケース・段階とそのあり方

ニュージーランドでは一時保護中にFGCが活用されていますが、それ以外にもさまざまな段階での活用が考えられます。日本の児童相談所で活用するとしたら、①在宅ケースを一時保護するか否かを判断する段階、②一時保護等短期分離ケースの再統合段階、③長期分離ケースの中での各場面（面会期、外出期、外泊期移行の段階）、④長期分離ケースの家庭引き取りの段階、⑤28条申し立て前段階、⑥28条ケースを継続するか否かを判断する段階などさまざまな場面や段階での活用が考えられます。また児童相談所だけでなく、児童養護施設や市区町村機関での実践も考えられます。

どういった機関が、どういった段階で、どういったケースに活用するのか、論者によってその捉え方は多様です。諸外国においてもFGCの適用ケースについて研究がなされ、DVや性的虐待が存在するケースは適さないとする国もありますが、ニュージーランドのようにあらゆるケースに適用され、それらのケースについても成功を収めている国もあります。ロンドンの自治体機関では「課題があれば、あらゆるケースにおいてFGCが活用できる」という発言も聞かれました。ただし、基本的には被害者と加害者の対面を回避するために、コーディネーターに特定の家族員の出席を排除する権限が与えられていたり、被害者にアドボケートや支援者が配置されたり、場合によっては別室で意向を伝えたり、加害者が出席するFGCと被害者が出席するFGCを別々に開催するといったさまざまな配慮がなされています。

FGCを要するケースと、その開催が容易であるケースとは分けて考える必要があります。性的虐待のように秘密が高く、FGCの実施が困難な虐待ほど、家族を「ひらき」、インフォーマルな資源を活用する必要があり、性的虐待だからこそ、FGCを活用するべきであるという考え方もあります。それは専門職には理解できない、あるいは入手できない情報をできるだけ明らかにしたり、インフォーマル資源による子どもの養育や、見守り体制がこういったケースにはとくに必要であるという認識に基づいています。ただし他の虐待に比べ、実施に向けた特別な配慮が先に示したように必要といえます。

FGCを法律に規定し、参画モデルの主流化を図ったのは、ニュージーランドやアイルランドなどの一部の国々

です。アメリカのいくつかの州では方針として Family Team Decision Meeting (FTDM) が実施されています。欧米・オセアニアの国々における当事者参画型実践と親族里親の活用は主流な実践となりつつあります。

もし日本において試験的にケースを選択して活用するとなると、「親族との関係性が途絶えている」「親族への接触到時間を要する」「家族や親族に参画の意志がない」といった理由で実施されないという危惧もあります。精神的ハンディによりコミュニケーションが成立しない親、親族と絶縁状態にある親、親も親族も互いの関与を拒否するケースなどが、FGCに不適なのかという決してそうとは言いきれません。こうした事柄でもって支援者側あるいは支援体制上の問題を棚上げにして、FGCの開催を見送ることとなるのが懸念されます。コミュニケーションの問題があるからこそ、親族の関与が必要です。互いにかかわることを拒否していた家族同士が協働するよう、専門職がいかにかかわるかが問われなければなりません。FGCの根幹にある権利思想や、本来の目的を十分に共有する必要があります。基本的には深刻かつ実施が困難なケースほどFGCを要するといえるでしょう。

問題が軽微なケースにおいて予防的に活用することも考えられますが、そうしたケースは専門職が関与しなくても親族の支援を得ることは可能ですし、そうした親族関係が維持されているケースでの活用が一般化し、深刻なケースでの活用に消極的となることが考えられます。まず親族関係が途絶え、親が敵対心をもち、子どもの状況が危機的である深刻なケースにおける活用を検討すべきではないでしょうか。親族への情報開示を拒否する親や、参画を拒否する親族へのアプローチについて考えることが、参画型実践において必要不可欠であり、FGCの最重要検討事項です。場合によっては、FGCへの出席の動機付けを高める何らかの強制的介入も必要でしょう。イギリスではニュージーランドのように法律に規定されていないFGCを、ワーカーがどういったケースに適用しているかについて以下のように論じられています。

「FGCは、ソーシャルワーカーが行き詰まったり、家族と法に基づいたサービス機関との関係がよくなかったりするような、困難度の高いケースで活用される傾向にあります。確かに、個人的な衝突のために家族が会おうとせず、そこで家族が会うかどうか暴力的事態のような重大な結果を生み出すことに対して、ソーシャルワーカー間の不安は高かったです。こうした不安は根拠のないものでした。家族メンバーは出席し、耳を傾け、議論し、そして合意可能で、ときには創造的な計画を作り出しました」

当事者の意思決定を徹底して支えるという発想は、ソーシャルワークの目的や理念と一致するものであり、FGCをソーシャルワークの原点に立ち戻った実践と捉えることもできます。親、家族、親族だけでなく、子どもの参画も必要不可欠であり、代弁制度を含むその参画のあり方は国際的に関心を集めています。

また、家族だけの話し合いの時間がFGCの核であり、固有性であると主張する者もいれば、アメリカのオレゴン州で実施されているファミリーユニティ・ミーティングやFamily Team Decision Makingのように、専門職も交えた話し合いしか用意されていない家族ミーティングも存在します。アメリカではきわめて多様な段階で多様な家族ミーティングが活用されており、当事者の意向をできるだけ汲み取り、それを養育計画に反映させる努力がなされています。意思決定過程への家族参画を目的にした参画のあり方は、家族状況に応じて柔軟に捉えることが必要です。

しかしながら家族状況に応じて家族だけの話し合い時間をもつか、もたないかを専門職側が判断するとした場合、おそらく日本における現場では、馴染みがないだけに家族だけの話し合いを確保することに消極的となることが予測できます。専門職側が判断をするのではなく、原則的には家族だけの話し合いを確保することとし、家族員の集まりが悪い場合、家族の話し合いへの専門職の関与を考えてはどうでしょうか。子どもが生活していた世帯員しか集まらないようなら、虐待を維持させていたコミュニケーション・パターンが家族だけにした場合、再現される可能性もあります。そうした点からも、ファシリテーターやアドボケイトが、家族の話し合いに関与する方が望ましい場合もあります。親族や近隣といった世帯外の人がいることで、FGCの意義といえる家族を「ひらく」ことが可能となり、虐待を維持させていたシステム変化も可能となります。

FGCでは、基本的に専門職の存在が、家族内コミュニケーションを阻害すると考えられています。専門職の存在をつねに善として捉えるのではなく、意図的に存在しないということにこそ、FGCの固有性があると捉えるべきでしょう。

## (2) FGC参画意欲の形成と適用性

### ① パーマネンシー保障と専門職の動機付け

FGCへの参画に向けた動機付けがない者に対し、いかにアプローチするかは大きな課題です。ニュージーランドでは先に述べたように、法律にFGCが規定されており、もし親がFGCへの参画を拒否した場合、裁判所にケースは送致され、永続的な親子分離が決定されることとなります。こうしたことが親のFGCへの参画の大きな動機付けとなっています。

また専門職側の動機付けとしてパーマネンシーへの認識の深さがあげられます。諸外国では子どものパーマネンシー保障に向けた取り組みが要請されているために、永続的養育場所を早期に決定する必要性があります。そのため養育計画の作成を目的に、FGCが活用されています。パーマネンシーの認識が希薄で、当事者参画意識が未成熟で、法律的枠組みがない我が国での活用を考えた場合、重大局面において活用することに消極的になるといえます。

ニュージーランドでは在宅ケースにおいてファミリー・ミーティングをソーシャルワーカーが開催することはありますが、FGCとは目的や意義が異なります。FGCは親子分離ケースにおいて子どもの安全やパーマネンシー保障を目的に、子どもの生活場所や子どもと親の支援サービスをインフォーマルなつながりの中で決定することを主たる機能としています。子どものパーマネンシーを保障するには、当事者を中心としたインフォーマルな支援体制、およびそうしたかかわりのある者からの情報提供が必要不可欠であるという認識に基づき、FGCが実施されています。乳幼児にとくにメリットがあり、その時期の子どもは親族の養育動機を高め、親族里親という選択肢を増加させる可能性が高いとも論じられています。我が国においても乳幼児ケースでは、その親族たちも比較的若いことから活用の可能性を示唆する声もあります。

日本ではいずれ家庭復帰できればいいという専門職の思いが結局、実親の状況改善に結び付かず、時の経過とともに子どもの年齢が上昇し、里親委託や家庭復帰が困難となるという悪循環が存在します。児童養護施設で虐待を理由に入所している子どもについては、家族再統合に向けた取り組みが不十分であることが指摘されています。措置期限を明確化し、どういった状況になれば子どもが家庭復帰できるのか、できないのかを明確化する必要があります。親にとって分離後そのことが不明確である不安感は大いし、子どもの措置を無期限で設定するということは、諸外国におけるパーマネンシー概念からは考えられないことです。

先に述べたようにニュージーランドでは5歳未満の子どもは6ヶ月、5歳以上の子どもは1年を限度に、親子分離がなされ、その限度を超えても家庭復帰が無理な場合、再度FGCが開催され、子どもの永続的居住場所が決定されます。日本においても子どもの時間感覚を尊重し、子どもの立場からパーマネンシー概念を徹底する必要があります。しかしながら措置期間を明確化し、家庭復帰不可能ケースと判断されても、その子どもが施設での生活を継続するとすれば、措置期限を明確化した意味がないといえます。一貫した養育者を提供できる里親や養子縁組を速やかに提供することが重要です。その際、子どものパーマネンシー保障に向け、措置期間や子どもの養育場所の開拓手段としてFGCの活用が考えられないでしょうか。血縁を重視する日本文化を考えると、親族里親の可能性は大きいです。今後FGCと親族里親の可能性について検討することが、子どものパーマネンシー保障において重要なことといえるでしょう。

## ② 参画に向けた関与方法

理想的には意思決定過程への参画は当事者の権利であるという認識がありますが、現実にはニュージーランドにおいても親は当初、子どもを取り戻すための手段として仕方なく参画するという状況が大勢を占めています。「FGCへの参画を承諾した親族がいないということも、その後の支援を考える上で重要な判断材料となります」「FGC招集過程における人間関係に関する情報は、その後の養育計画を考える上で重要な情報です」という声もあり、たとえFGCの出席者がいなくても、その招集過程で貴重な情報が得られるし、誰も参画しなかったという事実も重要な情報であると捉えられます。

また「虐待事実を明確化することは、非常に困難な作業ですが、FGCを介することで、明確化を促すことが可能ではないでしょうか」という指摘もあり、インフォーマルな関係性がFGCを介して強化されることで、家族がより「ひらかれ」、専門職が知り得なかった事実がより明らかとなるといった可能性も指摘できます。

実際に児童相談所等で実施となると、参画意欲の高い親に限定した活用になることが予測されます。それは親子分離を要するケースに主として活用されている諸外国における状況とは異なります。希望を失った人々が自らのストレングスを自覚し、エンパワすることがFGCの意義の一つでもあります。いかに参画意欲を高めるかは、最も重要な課題の一つであると考えられます。

「制度的に強制するより、ワーカーなど専門職との関係性の中でFGCへの参画に導く方がよい」という指摘もあるように、あくまでも専門職との関係性の中で、親自身からFGCへの参画や、親族への連絡に同意することがたしかに望ましいでしょう。法律における規定が参画への動機付けを高めるのは、親に対してだけであり、親族に対しては基本的にはコミュニケーションを通して、参画を促すこととなります。

当初は仕方なく半強制的にFGCに参画していた親が、FGC過程で主体的参画意欲をもつようになることがエンパワメント指向のFGCの目的です。FGCへの参画経緯が、自主性によるものか、半ば強制によるものかは、一概にどちらがいいと断言することはできませんが、日本での現実的活用を考えた場合、関係性の中で参画同意を得ることがまず必要となります。その参画意欲を高める方法としては、大きく分けて二通り考えられます。

一つはFGCへの参画がその後の自分にとって有利であるという思いを親自身が持つことであり、そうした思いをもつよう関与することです。たとえばFGCへの参画が、継続的な入所措置の回避につながるという思いを親自身がもつようなかかわりなどがあげられます。二つには親自身が自らの潜在力を自覚し、エンパワすることを目的としたかかわりが考えられ、これらを目的とした具体的プログラムや、関与方法の開発が必要といえるでしょう。

〈基本理解編文責 日本女子大学 林浩康〉



## Ⅱ ファミリーグループ・カンファレンスの実際

ファミリーグループ・カンファレンス(以下、FGC)の歴史的背景、実践理論に引き続き、本節ではこれらを日本の児童相談所の現場にいか導入することができるのかというテーマについて、事例を通じて検討してみたいと思います。これから紹介する事例は、付録のDVDにある事例のシナリオにもなっていますので、是非DVDを見ながら事例の展開を追っていただけると、臨場感のある事例検討になるかと思えます。区切りごとに、若干のコメントを入れました。実践の手引きとして参考にしてください。

さて、虐待防止法が制定され、児童福祉法も含めて何度かの法改正がなされ、児童相談所には子どもを守るための強力な権限が与えられることとなりました。法律は児童相談所に何より子どもの命と安全を守ることを求めています。そのため、児童相談所はときに保護者の意向とは異なる介入を行わざるを得ず、対立的な関係から家族との関係が始まることも増えています。家族への最初のかかわりが、対立から始まるのが日常的なものとなってきている事実是否めません。従って、今日、私たち、児童相談所に求められているものは、たとえ対立から始まる出会いであったとしても、相談関係、パートナーシップを築くなかで、家族支援をすすめることであり、そのための実践モデルを構築すること、といえます。

そのことを実現に導くためには前節から述べている「当事者参画」という視点がポイントになります。家族支援を進めるためには当事者不在の支援が成り立つわけではありません。当事者が主役にならない限り、安全、安心な家族など望むべくもなく、このことは当然のことといえます。しかしこの当然のことが見えにくくなってしまっているのが、これまでの子ども虐待における家族支援であったと思います。

あたり前のことでも、そのことをよほど意識して、構造的に進めないで実現できないのが当事者参画の実践です。対立関係からの相談の始まりですから、北風が激しく吹いている足場の悪い中でも作業を始めなければならないのです。よほど、しっかりとした足場を組み立てなければなりません。

FGCは、当事者参画を進めるためのソーシャルワークのあり方であり、当事者の意見表明と意思決定を権利として担保するものです。また、児童相談所が進めようとする対立から始まる(始まらざるを得ない)虐待家族への支援においても有効な実践モデルを示します。

ここに示した事例は、個別の事例に言及したものではありませんが、事例の展開は児童相談所が日常的に直面するものとなら、変わりはありません。ある意味、典型的な事例を示しました。前半は、対立からパートナーシップを結ぶまでのプロセスを示しました。特に、対立関係や、相談動機の乏しい家族とのかかわりは、決して簡単なものではありませんが、私たちがこれまでの実践の中で有効であると感じたものを、事例に即して説明しています。後半は実際のファミリーグループ・カンファレンスの展開を児童相談所の現場にアレンジしつつ示してあります。

ここに示された当事者参画による家族支援の実践モデルが、ささやかでも児童相談所をはじめとした様々な家族支援の現場のお役に立てることを期待します。